

大田原市外来カミキリムシ類
被害木伐採事業費補助金

申請の手引き

大田原市

令和7年4月

大田原市では、特定外来カミキリムシ類による被害の拡大を防止するため、成虫の発生源となる被害木を所有する個人及び事業者等を対象に、被害木の伐採を業者に依頼した場合の費用の一部を補助します。

※特定外来カミキリムシ類…クビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリ、サビイロクワカミキリ

1 概要

- (1) 対象経費：被害木の伐採、切断、運搬、処分にかかる費用
- (2) 補助対象者：市内に存する被害木を所有又は管理する個人又は法人その他の団体
市税その他本市に納付すべき徴収金を納付しているもの
- (3) 補助金額：対象経費の5/6で、上限25万円（1,000円未満切り捨て）

2 提出書類

- (1) 申請時
 - ①補助金交付申請書（別記様式）
 - ②伐採等に係る見積書（費用内訳、単価、処分方法等を明記すること）
 - ③伐採前の被害木の写真（被害の様子が確認できるもの）
- (2) 完了時
 - ①補助金実績報告書（様式第6号）
 - ②領収書（作業日、補助事業者氏名及び領収日が記載されているもの）
 - ③伐採等に係る補助対象経費の詳細が分かるもの（請求書等）
 - ④処理後の写真

※実績報告書の書類審査後、額の確定通知書及び請求書を申請者へ発送します。

3 注意事項（伐採前に必ずご確認ください）

- (1) 被害の疑いがある樹木を確認したらご連絡ください。

生活環境課職員が現地を確認し、被害木であるかどうかを確認してから申請手続きになります。補助金交付申請書提出前に伐採等を行った場合は補助対象外となります。申請後に交付される交付決定通知書を確認後に事業を実施してください。

- (2) 伐採後の処理、運搬は適切に行ってください。

補助対象事業は、県作成の「クビアカツヤカミキリ防除マニュアル」及び「クビアカツヤカミキリ被害木の伐採後の処置について」に基づいて適切に実施したものに限ります。焼却又は粉碎等を行うために伐採木を運搬する場合には、必ず事前に

生活環境課に連絡をし、逸出防止措置をとったうえで搬出が必要になります。

※伐採木の運搬を伴う処分は、原則として「成虫の発生しない時期（9月～翌年4月）」に行ってください。

（3）伐採から処分までの作業が1日で完了しない場合には、伐採木に逸出防止措置をとってください。

（4）農業経営のための果樹園を所有又は管理する方は補助対象外です。

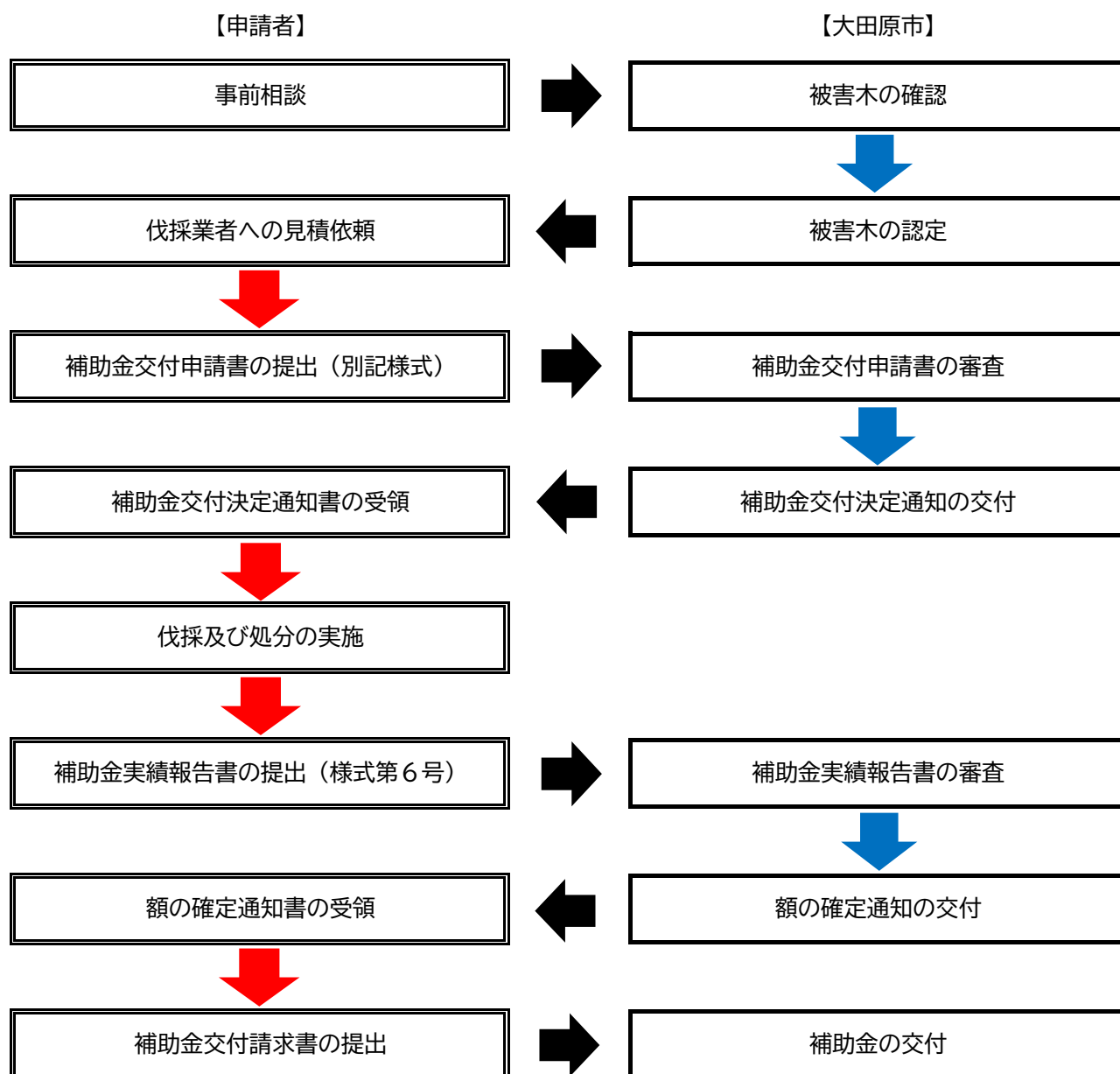
（5）申請時点でその年の予算上限に達している場合、申請受付ができない場合があります。

（6）費用の一部が補助対象外となるものがあります。

例）伐根費用、所有者自ら伐採等を行う場合の機械・器具等の購入経費など

（7）必ず申請年度内に伐採及び処分を完了させてください。

4 補助金申請から補助金交付までの流れ



- ・ 交付申請書（別記様式）、実績報告書（様式第6号）は市ホームページからダウンロードできます。
- ・ 補助金交付決定通知書を受領するまで事業を実施しないでください。
- ・ 申請書提出から実績報告書の提出は必ず同一年度に実施してください。

○問合せ先
大田原市市民生活部生活環境課
TEL 0287-23-8775
FAX 0287-23-8923
Mail:seikatsu@city.ohawara.tochigi.jp